

## 6 虐待 ～声なき声を聞き取って～

### (1) 児童虐待とは

近年、親や保護者等による児童への虐待が増加しています。児童虐待には、次の4つのタイプがあります。

① **身体的虐待** … 身体に暴行を加え、身体的な傷を負わせる。

(殴る、蹴る、やけどさせる、骨折させる等)

② **心理的虐待** … 心理的ないじめ、心に傷を負わせる。

(言葉による脅し、叱責、侮辱、差別、無視等)

③ **性的虐待** … 性的暴行やいたづらをする。

(性的ないたづらをする、性的関係を強要する等)

④ **養育の拒否、放棄** … 適切な衣食住の世話をしないなど、

養育を放棄する。

(食事を与えない、登校させない、病気でも医者にみせない等)



これらのタイプが重複している場合もあります。また、これらの行為は繰り返し起こることが特徴です。家庭という密室の中で、虐待を受けた児童たちは、「自分は愛されない人間だ」と思いこみ、心の傷を深くしていきます。安全な環境を作ってやるためには、一時的な親子分離もやむを得ません。しかし、最終的には、親子が一緒に暮らせるようになることが必要です。

### (2) これ以上、傷つけないために

#### ○ 一刻も早い発見と保護を

虐待には、**一刻も早い発見と保護**が必要です。児童の様子が「おかしいな」と思ったら、担任だけでなく養護教諭などと協力し、複数の眼で観察していくことが大切です。虐待の事実がはっきりしたら、当面児童は安全なのか、緊急を要するのかを判断し、対応するようにします。緊急を要する場合は、安全確保を第一に考えて、**児童相談所等へ相談**しながら保護者への説得を図っていくようにします。なお、このような事態になっても個人のプライバシーは守らなければなりません。